

副本

令和8年(行ウ)第17号 損害賠償請求行為等請求事件

原告(閲覧制限)

被告 文京区長

準備書面(1)

令和8年4月30日

東京地方裁判所民事第51部1A係 御中

被告指定代理人

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

片岡由紀  代

河野貴昭 

阿部孝敬 

阿部新太 

高橋拓也  代

柳場礼  代

高橋洋介  代

山田智  代

宇田川健太  代

宇津木大輔  代

春日井美貴  代

目次

第1	本案前の主張（補充）	
1	答弁の趣旨	3頁
2	却下を求める理由	3頁
第2	訴状「第2 請求の原因」に対する認否	8頁
第3	訴状「第3 関連事実」に対する認否	13頁
第4	事実の経緯	
1	文京区における教育施策について	13頁
2	「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト」について	14頁
3	本件契約の締結に係る経緯	17頁
第5	被告の主張	
1	本件契約の締結は法2条14項及び地方財政法4条1項に 反しないこと	19頁
2	本件契約は随意契約の要件を満たすものであること	20頁
3	小括	22頁
第6	原告の主張に対する反論	
1	目的及び合理性に係る主張について	22頁
2	随意契約の要件に係る主張について	23頁
3	再委託の可能性に係る主張について	25頁
4	文京区長らの過失に係る主張について	25頁
第7	結語	26頁

第1 本案前の主張（補充）

答弁書「第1 本案前の答弁」に、次のとおり、主張を追加する。

1 答弁の趣旨

(1) 原告の請求の趣旨1項に係る訴えのうち、被告が、丹羽恵玲奈及び吉田雄大に対し、連帯して金員を支払うよう請求することを求める部分を却下する

(2) 訴訟費用は原告の負担とする
との判決を求める。

2 却下を求める理由

(1) 請求の趣旨1項に係る訴えについて

ア 請求の趣旨1項に係る訴えは、地方自治法（以下「**法**」という。）242条の2第1項4号に基づき、被告が、成澤廣修、丹羽恵玲奈、吉田雄大及び竹田弘一に対し、連帯して不法行為に基づく損害賠償請求として、金員を支払うよう請求することを求める訴えである（訴状第2の7(1)・14頁）。

イ 法242条の2第1項4号にいう「当該職員」とは、当該訴訟においてその適否が問題とされている財務会計上の行為を行う権限を法令上本来的に有するとされる者及びこれらの者から権限の委任を受けるなどして同権限を有するに至った者を広く意味するものであり、およそこのような権限を有する地位ないし職にあると認められない者に損害賠償請求をすることを当該地方公共団体の執行機関等に対して求める訴えは、法により特に出訴が認められた住民訴訟の類型に該当しない訴えとして、不適法であるとされる（最高裁昭和62年4月10日第二小法廷判決・民集41巻3号239頁、最高裁平成3年12月20日第二小法廷判決・民集45巻9号1503頁、東京地裁平成30年2月22日判決・LEX/DBイ

ンターネット文献番号25552471参照)。

ウ 本件の場合、丹羽恵玲奈及び吉田雄大は、原告が違法であるとする財務会計上の行為(世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト研修実施業務委託(以下「**本件事業**」という。)に係る令和7年度締結の契約(以下「**本件契約**」という。甲5)について、これを行う権限を法令上本来的に有するとされる者及びこれらの者から権限の委任を受けるなどして同権限を有するに至った者ではないから、同人らはいずれも「当該職員」には該当しない。

すなわち、文京区において、本件契約(300万円以上1000万円未満の委託契約)の締結は、法令上これを行う権限を有する文京区長(法149条2号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「**地教行法**」という。)22条5号)から、あらかじめ文京区総務部長(以下「**総務部長**」という。本件では竹田弘一)が専決することを任されており(文京区契約事務規則(昭和39年文京区規則第11号。乙1)3条、文京区予算事務規則(昭和39年文京区規則第4号。乙2)4条1項、別表第1「4」の項)、文京区教育長(以下「**教育長**」という。本件では丹羽恵玲奈)及び文京区教育委員会事務局(以下「**教育局**」という。文京区教育局設置規則(昭和27年文京区教育委員会規則第1号。乙3)教育推進部長(以下「**教育推進部長**」という。本件では吉田雄大)はいずれも、本件契約を締結する権限を法令上本来的に有するとされる者及びこれらの者から権限の委任を受けるなどして同権限を有するに至った者ではない。

エ なお、原告が、丹羽恵玲奈は文京区教育委員会(以下「**区教委**」という。)を代表する者(地教行法13条)であり、吉田雄大は随意契約における業者指定依頼の権限を有する者(原告引用の甲6は

甲9の誤記と思料する。)であるから、同人らは違法な契約を止めるべき義務を負う旨主張していることからすると(訴状第2の4(2)及び(3)・12頁)、原告は、かかる義務を前提に同人らが「当該職員」に該当すると主張するもののようにも解されるため、念のため付言するに、区教委を代表したり、業者指定依頼をしたりする権限に、本件契約を締結する権限が包摂されているわけではないから、原告が挙げる権限は同人らが「当該職員」に該当することを根拠付けるものではない。

オ したがって、請求の趣旨1項に係る訴えのうち、被告が、丹羽恵玲奈及び吉田雄大に対し、連帯して金員を支払うよう請求することを求める部分は、原告が違法であるとする財務会計上の行為を行う権限を有する地位ないし職にあると認められない者に損害賠償請求をすることを被告に対して求める訴えであるから、不適法である。

(2) 請求の趣旨2項に係る訴えについて

請求の趣旨2項に係る訴えが住民監査請求の前置を欠く不適法な訴えであることは、既に述べたところであるが(答弁書第1の2・2頁)、請求の趣旨2項に係る訴えは、以下に述べる点からも不適法な訴えである。

ア 請求の趣旨2項に係る訴えは、法242条の2第1項1号に基づき、被告が、令和8年度以降の世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト研修実施業務委託(本件事業)につき、契約を締結すること及び公金を支出することの差止めを求める訴えである(訴状第2の7(2)・14頁)。

イ 法242条の2第1項1号に基づく差止めの請求については、差止めの対象である行為がいまだ行われていないことを前提に、当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される(法242

条1項かっこ書)といえる程度の客観的、具体的な可能性のあることを必要とし、そして、当該行為とは、住民訴訟においては財務会計上の行為のうち違法なものをいうのであるから(法242条の2第1項柱書)、差止めの対象となる行為も違法な行為でなければならないということとなる。したがって、法242条の2第1項1号に基づく差止めの請求は、財務会計上の違法な行為がなされることが相当な確実さをもって予測される場合でなければ行うことはできないものと解される(東京地裁平成5年9月8日判決・判例時報1478号99頁参照)。

ウ 本件の場合、文京区において、現在、本件契約と同様にして本件事業に係る契約を(契約の相手方がSILVER FERN HOLDINGS株式会社(シルバー フェーン ホールディングス株式会社。以下「**シルバー社**」という。)であろうがなかろうが)令和8年度以降も締結するということは未定である。そうすると、原告が差止めを求める行為は、令和7年度に本件契約を締結したなら、令和8年度以降も本件事業に係る契約の締結と公金の支出がされるとして、それらは財務会計上の違法な行為であろうというような、単に漠然としたその可能性があるかもしれないという程度にとどまり、近い将来に差止めの対象となる契約の締結及び公金の支出が違法に行われることを予測することなどできない。

エ この点、原告は、文京区が令和8年度の本件事業についても契約等の準備や検討を進めていると思われると主張するが(訴状第2の6・13頁)、原告自ら「と思われる」ということからして、かかる主張は単なる漠然とした可能性を述べるに過ぎないものであり、何故、差止めの対象とする行為がなされるとして、それが財務会計上の違法な行為であることが相当の確実さをもって予測されるのか

ということについては、何ら主張、立証がない。

なお、原告は、令和8年度以降の本件事業に係る契約の締結等の違法事由として、本件事業は実施の必要性がないことを主張するもののようにも解されるが（訴状第2の3(1)ア・5頁～6頁）、本件事業の是非は、財務会計上の行為とは別個の文京区の教育施策上の目的達成の有無の問題であるから、住民訴訟においてそのようなことを違法事由として主張することはできないというべきである（最高裁平成4年12月15日第三小法廷判決・民集46巻9号2753頁参照）。

オ したがって、請求の趣旨2項に係る訴えは、差止めの対象である令和8年度以降の本件事業に係る違法な契約の締結及び公金の支出がなされることが、相当の確実さをもって予測されるとは到底いえないから、不適法である。

(3) 請求の趣旨2項に係る訴えのうち、被告に対し公金の支出の差止めを求める部分について

ア 法242条の2第1項1号にいう「当該執行機関又は職員」とは、差止めの対象となる行為をする権限を現実には有する者をいうものと解される（東京地裁平成6年12月5日判決・民集54巻9号2771頁、その控訴審である東京高裁平成7年12月20日判決・民集54巻9号2787頁参照）、請求の趣旨2項に係る訴えのうち、被告（文京区長）に対し公金の支出（支出命令及び狭義の支出をいう趣旨と解される。）の差止めを求める部分については、以下のとおり、被告はこれらの行為をする権限を有していないから、「当該執行機関又は職員」には該当しない。

イ 本件契約に係る支出命令をする権限は、法令上その権限を有する文京区長（法149条2号、232条の4第1項、地教行法22条

6号)から、教育局教育推進部教育総務課長へと委任されており(区長の権限に属する事務の委任及び補助執行について(通達)(昭和40年40文総総発第173号。乙4)記書1項1号、文京区会計事務規則(昭和39年文京区規則第9号。乙5)6条1項、別表「教育局・教育推進部」の項)、文京区長は、当該支出命令をする権限を失っている。

そして、本件契約に係る狭義の支出をする権限は、文京区会計管理者に専属するものであり(法170条1項及び2項、232条の4第1項)、文京区長はその権限を有しない。

ウ したがって、請求の趣旨2項に係る訴えのうち、被告に対し公金の支出の差止めを求める部分は、被告の権限に属しない行為の差止めを求めるものであり、「当該執行機関又は職員」に該当しない者を被告とする訴えであるから、不適法である。

(4) 小括

以上のとおり、請求の趣旨1項に係る訴えのうち、被告が丹羽恵玲奈及び吉田雄大に対し連帯して金員を支払うよう請求することを求める部分、並びに請求の趣旨2項に係る訴えは、いずれも不適法な訴えであるから、却下されるべきである。

第2 訴状「第2 請求の原因」に対する認否

- 1 「1」は認める。
- 2 「2」のうち、本件事業の内容の概略に係る部分は認め、本件契約を違法とする主張は争う。
- 3 「3」は認める。
- 4 「3」(訴状4頁下から4行目～5頁11行目)は、甲5(2頁)が本件契約であり、甲6の1及び2が本件契約に係る支出命令書であることは認める。

なお、文京区において、本件契約と同様にして本件事業に係る契約を令和8年度以降も締結することは未定である。

5 「3」(訴状5頁13行目～11頁11行目)について

(1) 「(1)」について

ア 「ア」について

(ア) 第1段落は、「数回」を「6テーマにつき、各テーマ3回、1回当たり90分」に改めた上で認める。

(イ) 第2段落のうち、本件事業の実施目的は何か明らかになっていないとする点は否認ないし争い、本件事業に係る委託費用が約750万円であること、本件事業が国際バカロレア機構(International Baccalaureate Organization。以下「IBO」といい、国際バカロレアを「IB」という。)の認定を受けた学校(以下「IB認定校」という。)の設置を目的としていないことは認める。

本件事業は、その目的を明確に定めた上で実施されているものである(甲5・10頁「仕様書」、乙6・12頁及び13頁、乙7)。

(ウ) 第3段落は、本件事業は目的が明らかでなく、費用対効果の観点で合理性に疑問があることから、法2条14項、地方財政法14条に反するとの趣旨の主張であれば、争う。

(エ) 第4段落は否認する。

本件事業については、令和6年11月6日開会の同年第11回区教委定例会において報告及び質疑応答がされている(乙6・12頁及び13頁、乙7)。また、教育局は、令和6年5月から6月にかけてすべての文京区立幼稚園及び小・中学校の園長及び校長に対して本件事業に関するヒアリングを行い(乙8)、同年6

月以降は I B 認定校 5 校の視察を行っている（乙 9 の 1 ないし 5）。

(オ) 第 5 段落のうち、第 1 文の主張は争い、第 2 文は、甲 16 が福島県南相馬市における I B の導入指針（ただし、暫定版かつ案の段階のもの）であるという限りにおいて認める。

(カ) 第 6 段落は争う。

イ 「イ」のうち、第 1 段落は、東京都教育委員会の教員の人事異動に関する方針として概ね認め、第 2 段落は争う。

ウ 「ウ」は争う。

(2) 「(2)」について

ア 「ア」のうち、第 1 段落は、「随意契約第 2 号 - 5 (17)」が甲 10（6 頁）に記載のある「(17)」を指す趣旨であれば認め、第 2 段落は争う。

イ 「イ」のうち、第 1 段落は一般論として認め、第 2 段落は否認し、第 3 段落は争う。

教育局においては、本件事業の実施に当たり、I B O 以外の団体による探究的な学習に関する小・中学校の教員向けの研修についても調査検討を行っている（乙 10 ないし乙 14）。

ウ 「ウ」について

(ア) 第 1 段落は認める。

(イ) 第 2 段落のうち、かっこ書の部分は原告の主観と解されるため不知。その余は認める。

(ウ) 第 3 段落は認める。

(エ) 第 4 段落は否認ないし争う。

文京区職員措置請求監査結果（以下「**監査結果**」という。甲 1）には、本件契約の相手方が特定非営利活動法人スマイルボタン

(以下「NPOスマイル」という。) からシルバー社へと変わった経緯が記載されている(甲1・7頁～8頁)。

- (オ) 第5段落及び第6段落は認める。
- (カ) 第7段落は争う。
- (キ) 第8段落は認める。
- (ク) 第9段落は争う。

エ 「エ」のうち、第1段落は一般論として認め、第2段落は争い、第3段落は認める。

なお、監査結果(甲1・9頁)に記載のある「価格についての検証に関する資料」は、IBOの公式ウェブサイト上で公開されている「IB Workshops and Services Catalogue」(乙15の1)を指している。

オ 「エ」(訴状10頁17行目～19行目)は争う。

(3) 「(3)」について

ア 第1段落ないし第3段落は認める。

なお、シルバー社が本件契約に基づく受託業務を再委託したという事実はない。したがって、かかる再委託を「文京区が承諾した書面等」は存在しない。

イ 第4段落及び第5段落は、仮定に基づく原告の主観と解されるため不知。

6 「4」について

(1) 「(1)」について

ア 第1段落は認める。

イ 第2段落のうち、文京区の教育機関においてどのような教育がなされるべきかについての原告の主観は不知。文京区長が主導的に文京区へのIBの導入を進めたとする点は否認ないし争う。

本件事業は、文京区長からの I B に関する情報の提供をきっかけとして、教育局と I B O との協議等を経て進められたものであり、文京区長が主導的に文京区への I B の導入を進めたという事実はない。

ウ 第 3 段落は認める。

エ 第 4 段落は争う（仮定に基づく原告の主観であれば、不知）。

(2) 「(2)」について

ア 第 1 段落は認める。

イ 第 2 段落及び第 3 段落は争う（仮定に基づく原告の主観であれば、不知）。

(3) 「(3)」のうち、教育推進部長（吉田雄大）が、教育局教育推進部教育指導課の担当部長であること、随意契約における業者指定依頼の権限を有することは認め、主張は争う（仮定に基づく原告の主観であれば、不知）。

(4) 「(4)」のうち、総務部長（竹田弘一）が本件契約の専決権者であることは認め、主張は争う（仮定に基づく原告の主観であれば、不知）。

7 「5」について

(1) 第 1 段落は認める。

(2) 第 2 段落及び第 3 段落は、原告が監査結果を受領した日付は不知であるが、争わない。

(3) 第 4 段落は否認ないし争う。

原告の請求の趣旨 2 項に係る訴えについては、原告が本訴提起に先立ち行った住民監査請求で対象とした財務会計上の行為と、本訴で対象とする財務会計上の行為との間に同一性がない。

8 「6」について

(1) 第 1 段落及び第 2 段落は、原告の主観と解されるため不知（令和 8

年度以降に本件事業に係る違法な契約の締結と公金の支出がされるとの趣旨の主張であれば、争う。)

(2) 第3段落は、甲1に原告が引用する記載があること、一般論として契約の締結、支出命令及び狭義の支出が財務会計上の行為であることは認める。ただし、文京区において、本件契約と同様にして本件事業に係る契約を令和8年度以降も締結するということは未定である。

(3) 第4段落は争う。

9 「7」は認否の限りでない。

第3 訴状「第3 関連事実」に対する認否

本件との関連性は不明であるが、甲18及び甲19に合致する限りにおいて認める。

第4 事実の経緯

1 文京区における教育施策について（乙16・3頁～6頁）

(1) 平成8年2月、区教委は、それまでの文京区の教育の重点目標として掲げられた「情操教育」、「健康教育」及び「心の教育」の実践を基に、文京区の教育の理念となる文京区教育ビジョン「個が輝き共に生きる文京の教育」（以下「**教育ビジョン**」という。）を策定した。

教育ビジョンにいう「個が輝く」とは、一人ひとりの子どもが尊重され、個の力を発揮して伸びていく様子、個として自立していく姿を表し、また、「共に生きる」とは、互いを理解しようと努め、心を通わせ、共に感じ、共に生きていく、自他を尊重する心や態度を表している。

(2) 平成24年1月、区教委は、文京区基本構想（区政運営の基本的理念を示したもの）が掲げる「歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち『文の京』」の理念の下、次のとおり、文京区教育委員会教育目標（以下「**教育目標**」という。）を決定した。

(教育目標)

教育ビジョンの実現を目指し、一人ひとりの子どもの成長が図られるよう、「心身ともに健やかで、自他を尊重し、人間性豊かにたくましく生きる人」、「自ら学び考え、表現し行動する人」、「社会の一員として広い視野をもち、日本の将来を担う人」、「地域を愛し、共に生きる社会を築く人」の育成に向けた教育を充実するとともに、生涯にわたって自らの生活を充実させ、社会に貢献できる力をはぐくむため生涯学習の基礎づくりを推進する。

- (3) 令和2年3月、区教委は、教育ビジョンの実現を目指し、教育目標に基づいた文京区における教育施策全体の方向性を示すため、次のような視点1をはじめとする4つの視点から成る文京区教育委員会教育指針（以下「**教育指針**」という。）を策定した。

文京区では、この教育指針に則り、推進すべき施策を毎年度「主要施策」として定め、特に重要性・緊急性の高い主要課題については、「文の京」総合戦略（文京区の主要課題を明らかにした最上位計画）との整合を図りつつ、教育施策に着実に取り組んでいる。

(教育指針 視点1)

「持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手の育成」

持続可能な社会を切り拓く新たな未来の創り手を育成するため、様々な教育活動の中で答えが一つではない課題に向き合うなどしながら、他者と協働しつつ創造的に生きていくための資質・能力を育みます。

- (4) なお、このような教育指針に掲げる4つの視点は、「文の京」総合戦略に掲げる取組み（放課後の居場所づくり、青少年の健全育成等）とともに、文京区の教育を一層充実させる施策の基本として、文京区教育大綱（地教行法1条の3第1項）に位置付けられている。

2 「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト」について

- (1) 令和5年6月閣議決定された第4期教育振興基本計画(教育基本法17条1項。以下「**教育振興基本計画**」という。)では、次のとおり、教育施策の目標の一つにイノベーションを担う人材育成が掲げられ、その基本施策として、探究・STEAM教育(科学、技術、工学、芸術・教養及び数学を統合した教育)の充実をはじめとする種々の施策が挙げられている(乙17・50頁)。

(教育施策 目標5)

「イノベーションを担う人材育成」

複雑かつ困難な社会課題の解決や持続的な社会の発展に向けて、新たな知を創り出し、多様な知を持ち寄って「総合知」として活用し、新たな価値を生み出す創造性を有して既存の様々な枠を越えて活躍できる、イノベーションを担う人材を育成する。

(基本施策 探究・STEAM教育の充実)

学習指導要領を踏まえ、児童生徒が主体的に課題を自ら発見し、多様な人と協働しながら課題を解決する探究学習やSTEAM教育等の教科等横断的な学習の充実を図る。

- (2) 教育振興基本計画が決定されたことを受け、教育局では、教育指針の視点1(持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手の育成)については、教育振興基本計画の教育施策の目標5(イノベーションを担う人材育成)に基本施策として挙げられた探究学習の充実を図るために、学校教育を担う教員の指導方法を見直して、探究的な学習という視点から授業をより良くしていくことが必要になるとの問題意識をもって、教育施策をさらに検討していくこととした。

- (3) 教育局は、上記(2)のような問題意識による検討を進めていた中、文京区総合教育会議(以下「**総合教育会議**」という。)の構成員でもあ

る文京区長（地教行法1条の4第2項1号）から、知識の詰め込みではない探究的な学習を重視した教育メソッドを有するIBOについての情報がもたらされたことをきっかけとして、令和5年11月30日、IBO（アジア太平洋地区代表）との意見交換をする機会を得た。

この意見交換では、文京区の教育施策についての問題意識が共有された上で、IBOが、社会に貢献し世界平和に寄与する子どもを育てることを目指しており、教員研修も行えるノウハウを有することのほか、教員の指導観を変えるような研修実施に向けた意見交換を今後も継続していくことなどが確認された（乙18）。

- (4) 令和6年1月から9月にかけて、教育局は、IBO側との意見交換を継続して行った。

これらの複数回にわたる意見交換では、IBOの研修プログラムを活用した文京区の教員研修の開発を令和6年度中に行うこと、文京区とIBO相互の協力内容を明確にした覚書の締結に着手すること、IBOには日本支部がないため、IBOから研修プログラムの提供を受けた日本の団体が教員研修を実施し運営することになることなどが確認されるとともに、IBO側から、かかる団体は実績のあるNPOスマイルとし、本件事業についての契約はNPOスマイルと締結するようにとの説明があった（甲1・7頁参照）。

- (5) 教育局では、IBO側との意見交換を継続するのとほぼ並行して、ウェブサイト上でIBO以外の国内団体が行っている探究的な学習に関する幼稚園及び小・中学校教員向けの研修についても調査検討を行いつつ（乙10ないし乙14）、令和6年5月から6月にかけては、すべての文京区立幼稚園及び小・中学校の園長及び校長に対し、IBOの教育メソッドを活用した教員研修の実施に関するヒアリングを行うほか（乙8）、同年6月以降は、IB認定校5校の視察を行った

(乙9の1ないし5)。

- (6) 教育局は、これらIBO側との意見交換における確認事項、他団体による教員研修の調査検討、文京区立学校の校長らに対するヒアリング結果等を踏まえ、教員が探究的な学習の視点から指導方法を見直すきっかけとなるよう、IBOの教育メソッドを活用した教員研修を実施することにより学校教育における探究学習の充実を図ることを、「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト」(以下「**本件プロジェクト**」という。)として文京区の教育施策に位置付け進めていくこととした。

3 本件契約の締結に係る経緯

- (1) 令和6年10月15日、教育局は、上記2(4)の意見交換におけるIBO側からの説明を踏まえ、改めてNPOスマイル担当者も加えた3者による意見交換を行った。

この意見交換では、IBO側から、現在、IBOの教育メソッドを活用した教員研修プログラムは、日本ではNPOスマイルのみが提供を受けられる旨説明がされた上で、本件事業におけるNPOスマイルの役割(IBOからの教員研修プログラム及びテキストの調達、テキストの日本語翻訳、研修講師の選定、研修の運営及び調整等。甲5・10頁～12頁参照)などが確認された。

- (2) その後、教育局は、NPOスマイルから本件事業に係る見積書(乙19)の提出を受け、積算根拠であるコーディネート費(研修の運営・調整に要する費用)、ファシリテーター費(研修講師に係る費用)、研修受講料の確認のほか、IBO側から聴取したIBOによる研修の平均価格やIBOの公式ウェブサイト上で公開されている「IB Workshops and Services Catalogue」(乙15の1及び2)に記載された価格との照合を行い、IBOにより文京区向けの教員研修プログラムが開発されること、本件事業について他団体の見積書を徴するこ

とができないことなども踏まえ、NPOスマイルの見積書の価格の妥当性を確認するなどして、本件事業についてNPOスマイルを相手方とする契約を締結する準備を進めた（甲1・9頁参照）。

(3) 令和6年11月6日、本件プロジェクトについて、同年第1回総合教育会議において協議が行われた後、同年第11回区教委定例会において報告され、質疑応答が行われた（乙20・12頁以下、乙6・12頁及び13頁）。

(4) 令和6年11月13日、教育局は、NPOスマイルについて、随意契約の締結に必要な随契業者登録を申請し、その登録を受けた（甲8）。

(5) 令和7年3月18日、教育局は、IBO側との意見交換を行った。

この意見交換では、急きょIBO側から、IBOとしては著作権の管理の関係上、IBOの教育メソッドを活用した教員研修プログラムの日本での外部提供はシルバー社に一元管理させるため、IBOの教員研修プログラムは、NPOスマイルではなくシルバー社に対してのみ提供されるとの説明がされた（甲1・7頁参照）。

(6) 令和7年3月21日、文京区はIBOとの間で、教員研修の実施等について相互に協力し、連携することなどを内容とする覚書を締結した（甲4の1及び2）。

(7) 令和7年3月17日、文京区議会同年2月定例議会において、本件事業に必要な費用を計上した令和7年度文京区一般会計予算が可決され、成立した（乙21、乙22）。

(8) 令和7年3月25日、教育局は、上記(5)の意見交換におけるIBO側からの説明を踏まえ、シルバー社について、随意契約の締結に必要な随契業者登録を申請し、その登録を受ける（甲7）ほか、シルバー社から本件事業に係る見積書（甲5・16頁）の提出を受け、N

P Oスマイルから提出を受けた見積書の価格との照合等により、その価格の妥当性を確認するなどして、本件事業についてシルバー社を相手方とする契約を締結する準備を進めた。

- (9) 令和7年5月8日、総務部長は、本件契約の締結について決定し(甲5・1頁)、文京区とシルバー社との間で本件契約が締結された(甲5・2頁)。
- (10) 令和7年11月6日、教育局は、N P Oスマイルについて、随契業者登録(甲8)の取消しを依頼し、当該登録が取り消された(廃止された)(乙23の1及び2)。

第5 被告の主張

1 本件契約の締結は法2条14項及び地方財政法4条1項に反しないこと

- (1) 本件契約の締結のように、地方公共団体の契約担当者が契約を締結することは、当該契約を締結する目的やその必要性、契約の締結に至る経緯、契約の内容に影響を及ぼす社会的、経済的要因その他の諸般の事情を総合的に考慮した合理的な裁量に委ねられており、このような諸般の事情を総合考慮した上でなお、地方公共団体の契約担当者の判断が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものと評価されるべきでなければ、当該契約に定められた額をもって直ちに当該契約の締結が法2条14項及び地方財政法4条1項に反し違法となるものではないとされる(最高裁判所平成25年3月28日第一小法廷判決・裁判集民事243号241頁参照)。
- (2) これを本件について見ると、本件プロジェクトないし本件事業は、教育ビジョンの実現を目指し、教育目標に基づいた文京区における教育施策全体の方向性を示すものとして、文京区教育大綱に位置付けられた教育指針の視点1について(上記第4の1)、教育振興基本計画

の教育施策の目標5に基本施策として挙げられた探究学習の充実を図るために、学校教育を担う教員の指導方法を見直して、探究的な学習という視点から授業をより良くしていく必要があったことから、IBO側との複数回にわたる意見交換のほか、国内他団体による教員研修の調査検討や、文京区立学校の校長らへのヒアリング結果等も踏まえ、教員が探究的な学習の視点から指導方法を見直すきっかけとなるよう、IBOの教育メソッドを活用した教員研修を実施することにより、学校教育における探究学習の充実を図るという文京区の教育施策を実現すべく、総合教育会議における協議、区教委定例会における報告及び質疑応答も経た上で実施するものであり(上記第4の2、3(3))、本件契約は、このような本件プロジェクトないし本件事業の目的を達成するために必要不可欠なものとして、妥当な金額をもって締結されたものである(上記第4の3(8)及び(9))。

さらに、本件事業に必要な費用を計上した令和7年度文京区一般会計予算についても、文京区議会同年2月定例議会における慎重な審議を経て可決、成立し、本件契約の締結は、文京区議会の承認を得た本件事業に係る予算の執行としてされたものである(上記第4の3(7))。

- (3) したがって、このような本件契約を締結する目的や必要性、契約の締結に至る経緯、契約の内容に影響を及ぼす要因等諸般の事情を総合考慮すれば、本件契約の専決権者としての総務部長の判断が、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用するものと評価することはできないというべきであるから、本件契約の締結は法2条14項及び地方財政法4条1項に反するものではない。

2 本件契約は随意契約の要件を満たすものであること

- (1) 随意契約の要件について定める法234条2項に基づく地方自治法施行令(以下「**施行令**」という。)167条の2第1項2号にいう

「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」には、地方公共団体が契約を締結するに当たり競争入札の方法によることが不可能又は著しく困難とはいえないが、当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約を締結するという方法をとるのが、当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も該当し、そのような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている法令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものとされている（最高裁昭和62年3月20日第二小法廷判決・民集41巻2号189頁参照）。

- (2) 本件の場合、本件契約は、文京区の教育ビジョン、教育目標及び教育指針に加え、教育振興基本計画にも則り、本件プロジェクトないし本件事業を実施することによって、文京区立幼稚園及び小・中学校における探究学習の充実を図るという目的に照らし、探究的な学習を重視したIBの教育メソッドが有する信用、技術、実績等が相応しいものとして、IBOの教員研修プログラムの日本における唯一の外部提供先とされたシルバー社を選定し（上記第4の3(5)及び(8)、同社との間で随意契約の方法により契約を締結することが、上記の目的を達成する上で妥当であり、文京区の利益の増進につながると、本件契約の専決権者である総務部長が合理的に判断し、その締結を決定したものである。
- (3) したがって、本件契約の内容や目的、IBの教育メソッドが有する

信用、技術、実績等諸般の事情を考慮すれば、本件契約の専決権者としての総務部長において、本件契約が施行令167条の2第1項2号にいう「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると判断したことが、契約担当者の合理的な裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとは認められないというべきであるから、本件契約は随意契約の要件を満たすものである。

3 小括

以上のとおり、本件契約の締結は法2条14項及び地方財政法4条1項に反するものではなく、本件契約は随意契約の要件を満たすものであるから、随意契約の方法により本件契約を締結したことに何ら違法な点はない。

第6 原告の主張に対する反論

1 目的及び合理性に係る主張について

- (1) 原告は、①本件事業は目的が明らかでなく、約750万円もの委託費用を要するにもかかわらずIB認定校の設置が目的となっていないこと、②区教委定例会における本件事業の目的等についての議論、文京区の教育現場のヒアリングやIB認定校の視察等をしたとはうかがわれないこと、③教育効果を考えるならIB認定校を目指す道筋を検討すべきであり、本件事業では不十分であること、④教員の人事異動を前提にすると、児童生徒に本件事業による研修成果が十分還元されないことを挙げ、本件契約は目的が明確でなく、費用対効果の観点で合理性を欠くから違法である旨主張する(訴状第2の3(1)・5頁～7頁)。
- (2) しかし、上記(1)①及び②の点については、教育局において本件契約の金額が本件事業を実施するに妥当な金額であると確認していること(上記第4の3(2)及び(8))、本件事業ないし本件プロジェクトの目

的や具体的な内容について、令和6年第1回総合教育会議における協議、同年第11回区教委定例会における報告及び質疑応答がされていること（同3(3)）、教育局において文京区立幼稚園及び小・中学校の園長及び校長に対して本件事業に関するヒアリングを行い、IB認定校5校の視察も行っていること（同2(5)）は、上述のとおりである。

上記(1)③の点については、本件事業は探究学習の充実を図るために、教員の指導方法を見直し、探究的な学習の視点から授業をより良いものにすることを目指しており、IB認定校という限られた学校においてIBの教育メソッドを用いた授業を行うという方法に比べ、より広く、文京区全体の学校教育において児童生徒の探究心を育成することに役立つものである。

上記(1)④の点については、そもそも、研修を受講したすべての教員が文京区外へ異動してしまうわけではない。本件事業の研修は、教員が受講して得たことを授業での指導に活かし、その振返りをして次の受講をするというように、受講と授業と振返りを繰り返す構成となっており（甲5・10頁「(2) 研修内容」参照）、実際にも、受講した内容は直ちに教員の授業へと活かされ、児童生徒の探究心の育成につながっている（乙24ないし乙27）。また、研修の成果は、授業等を通じて、当該教員が所属する文京区立幼稚園及び小・中学校に蓄積され、児童生徒に還元されることとなる。

- (3) したがって、本件事業ないし本件契約は目的が明確でないとか、費用対効果の観点で合理性を欠くなどとは到底いえず、原告の主張には理由がない。

2 随意契約の要件に係る主張について

- (1) 原告は、①本件事業に際してIB以外の研修が検討された形跡が見当たらないこと、②シルバー社のみがIBOから研修実施の権限を付

与され、研修を実施できることを書面で確認していないこと、③価格についての検証資料が開示されず、委託費用が合理的なものとはいえないことを挙げ、本件契約は随意契約の要件を満たさない点で違法である旨主張する(訴状第2の3(2)・7頁～10頁)。

- (2) しかし、上記(1)①の点については、教育局において、I B O以外の国内団体が行っている探究的な学習に関する幼稚園及び小・中学校教員向けの研修について調査検討を行っていることは、上述のとおりである(上記第4の2(5))。

上記(1)②の点については、I B Oの教員研修プログラムの提供先がシルバー社に限られるという事実について、書面による確認がより有効な方法であること自体を否定するものではないが、かかる事実は、それまで複数回にわたる意見交換を行ってきたI B O側から明言されたものであり、他にその真偽を疑わせるような事情もない本件においては、かかる事実を書面で確認していないからといって、本件契約が随意契約の要件を満たさないことになるものではない。なお、原告が指摘する随契業者登録の重複(甲7、甲8)の点については、その後、N P Oスマイルの随契業者登録は取り消されており、事務処理上の遺漏はあったものの、本件契約の締結時において、シルバー社のみがI B Oの教員研修プログラムの提供先であったという実体(随意契約の相手方としての適格性を有していたこと)に変わりはない。

上記(1)③の点については、原告は価格についての検証資料が開示されていないことを問題視するようであるが、価格については、積算根拠の確認、I B O側から聴取したI B Oによる研修の平均価格やI B Oの公式ウェブサイト上で公開されている価格との照合、文京区向けの教員研修プログラムが開発されることなどを踏まえ、教育局において見積書の価格の妥当性を確認していることは、上述のとおりであり

(上記第4の3(2)及び(8))、開示対象となり得る文書が存在しないまでのことである。

- (3) したがって、原告が挙げる点はいずれも、本件契約が随意契約の要件の要件を満たさないことを根拠付けるに足るものではなく、原告の主張には理由がない。

3 再委託の可能性に係る主張について

- (1) 原告は、シルバー社は従業員数11名という事業者であり、当初はNPOスマイルが本件事業を実施する前提でIBOとの協議が進んでいたとして、文京区が本件契約の委託業務の再委託を承諾した書面等は見つかっていないから、仮に、シルバー社が受託業務の一部を外部に委託しているとすれば本件契約に違反していると思われ、仮に、本件契約に違反しているとすれば公金を支出してはならない旨主張する(訴状第2の3(3)・10頁～11頁)。
- (2) 原告の主張の趣旨は必ずしも判然としないが、従業員数が11名であるから本件契約の受託業務の再委託を要するとの趣旨であれば、何故、11名の従業員数では受託業務(IBOからの教員研修プログラム及びテキストの調達、テキストの日本語翻訳、研修講師の選定、研修の運営及び調整等。甲5・10頁～12頁参照)を処理できないというのかがまったく不明という他ない。また、IBOの教員研修プログラムの提供先がシルバー社に変更された経緯は、上述のとおりである(上記第4の3(5))。

そもそも、シルバー社が本件契約の受託業務を再委託したという事実はないから、文京区が再委託を承諾した書面等が見つからないのは当然のことである。

- (3) 原告自らが「仮に」と繰り返していることから明らかなように、原告の主張は、仮定に基づく根拠のない憶測を述べるものに過ぎず、

理由がない。

4 文京区長らの過失に係る主張について

- (1) 原告は、文京区長は本件契約の決定権限を有する総務部長の監督義務に反し、教育長、教育推進部長及び総務部長は本件契約を止めるべき義務に反したから、過失がある旨主張する（訴状第2の4・11頁～13頁）。
- (2) しかし、原告の主張は、本件契約の締結が違法であることを前提とするものであるところ、本件契約の締結に何ら違法な点はないこと、本件契約の違法をいう原告の主張に理由がないことは、上述のとおりであるから、文京区長らに職務上の義務違反の過失があると評価され得る余地はない。

第7 結語

以上のとおりであるから、本件契約は、財務会計法規に則り適法に締結されたものであり、本件契約の違法をいう原告の主張には、いずれも理由がない。

よって、請求の趣旨1項に係る訴えのうち、被告が丹羽恵玲奈及び吉田雄大に対し連帯して金員を支払うよう請求することを求める部分、並びに請求の趣旨2項に係る訴えは、いずれも却下されるべきであり、その余の原告の請求は棄却されるべきである。